漂流・漂着物対策に資する経済産業省の施策

平成22年4月17日 経済産業省

平成18年6月に環境省が海岸管理者に対して行った漂流・漂着ゴミアンケートでは、漂流・漂着ゴミの運搬・保管や処分に苦慮しているものとして、流木や漁具類に次いで、ペットボトル、ビン・缶、ポリ容器等の容器包装も挙げられている。これらの漂流・漂着ゴミには、海外からの漂着物も含まれているが、国内で発生したものも含まれている。

このため、国内において、事業者による容器包装廃棄物の排出抑制等を促進することは、漂流・漂着ゴミに対する対策としても有効であると考えられる。

1. 容器包装リサイクル法に基づく排出抑制の促進

同法では、家庭など一般廃棄物として排出される容器包装廃棄物について、その減量 化と資源の有効利用を図るため、消費者による分別排出、市町村による分別収集、事業 者のリサイクル義務を規定している。また、平成18年6月に成立した一部改正法にお いて導入された、容器包装廃棄物の排出抑制を促進するための措置も平成19年4月よ り施行され、小売業者におけるレジ袋対策等の強化が図られたところ。

(参考)経済産業省における容器包装リサイクル法関係の予算 597百万円の内数 (平成22年度予算額)

2. 3 Rの普及啓発

毎年10月を「3R推進月間」と位置づけて普及・広報活動を行っている。

※内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・ 環境省の8府省で実施。

河川における漂流・漂着ゴミ問題への取組



国土交通省

資料 2-8

主な取り組み

平成20年度実績

- ·河川巡視等による早期発見·対応、連携した監視等109水系、122ダム·堰(直轄、機構)
- ・河川・ダム等に貯留した流木・ゴミ等の処理
- ・流域の住民との連携による清掃活動の実施
- ・ゴミマップの作成、看板設置による普及啓発等

109水系、122ダム・堰(直轄、機構) 約5万t

102水系 延べ約66万人参加

109水系作成(ゴミマップ)





取り組みの強化

連携体制の強化

- ・全国一級河川の<u>水質汚濁防止連絡協議会等の組織を活用</u>し、<u>関係機関が連携し</u> で河川ゴミ対策に取り組む体制を強化
- ・協議会等で不法投棄発見時の関係機関への連絡体制をルール化
- 関係機関による合同パトロール等の取り組みを強化







合同パトロールの実施

啓発活動の推進

- 市民と連携し、ゴミマップ等を活用した環境教育や清掃活動を実施
- ・ゴミマップを環境教育、清掃活動等の場で配布、活用
- ・小・中・高等学校等の教育機関と連携し、清掃活動の実施や職員による出前講座等の中で、不法投棄抑止の啓発活動を推進



河川ゴミの調査

河川管理の強化

- ・監視体制の強化、河道内樹木の計画的伐採
- ■投棄させない環境づくり・監視強化 ゴミマップ等を活かした看板の設置、監視カメラの設置等を引き続き実施
- ■治水上支障となる河道内樹木の伐採を維持管理に関する計画に位置づけ、計画的に実施



夜間巡視

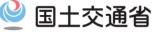


見通しの向上



計画的伐採

閉鎖性海域における漂流ごみの回収



海洋環境整備事業の概要

船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海の閉鎖性海域において、 海面に漂流する流木等のゴミの回収や船舶等から流出した油の防除等を行っています。

漂流ゴミの回収



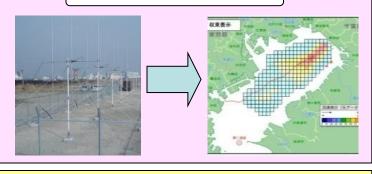






漂流ゴミの予測

海洋短波レーダーでごみの集まる潮目を予測



油の防除

船舶の事故等により 流出した油を防除

原油等の重い油;回収作業 比較的軽い油;放水拡散等







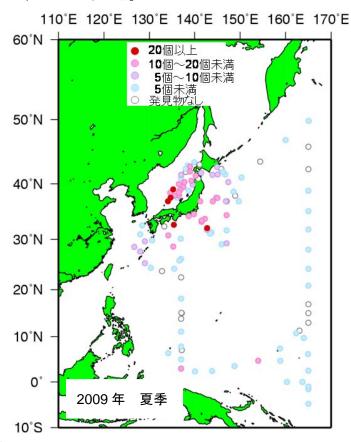
気象庁における漂流・漂着ゴミ問題に関連する取組 日本周辺海域及び北西太平洋の浮遊プラスチック類の監視

1. 取組の概要

- ・ 日本周辺海域及び北西太平洋の定まった航路上(観測定線)を 運航する海洋気象観測船によって、1977年から、浮遊プラスチック等の海上漂流物の目視観測を実施。
- ・ 観測した浮遊プラスチック等の海上漂流物の分布、種類、浮遊 数の経年変化などを、気象庁のホームページなどで公表。

2. 平成22年度の予定

- ・ 平成22年度は、季節ごとに日本周辺及び北西太平洋の観測定線で、浮遊プラスチック等の海上漂流物を目視観測する予定。
- ・ この観測は、海洋汚染防止のため、「海洋バックグランド汚染観 測」業務の一環として実施。



観測定線と発見したプラスチック等の漂流物の数(100km あたり)

平成 2 2 年 4 月 1 6 日 海 上 保 安 庁

海上保安庁における漂流・漂着物への取り組みについて

1.一般市民への海洋環境保全思想の普及を目的とした漂着ゴミ分類調査 64回、一般市民参加者7,646名 (平成21年)

2. 大量漂着物への対応

当庁では、同一の排出源からのものと思われる大量の漂着物が認められた場合に、関係地方公共団体等と連携して漂着状況を調査し、排出源、排出原因の特定など、事件・事故の両面から調査を実施するとともに、関係自治体への情報提供、地域住民への注意喚起等を実施している。

【最近の事例】

平成21年12月中旬頃から、日本海沿岸域を中心(沖縄県~北海道)において、ポリ容器2万個以上の漂着を確認

3.予算措置について

海洋汚染の防止対策の一環として、上記1、2を実施

環境省による漂流・漂着ゴミ問題への主な取組

平成 2 2 年 4 月 環 境 省

I 平成21年度補正予算

〇 地域グリーンニューディール基金事業 (海岸漂着物地域対策推進事業) (平成21年度補正(事業期間:平成21年度~23年度) 6,000百万円)

都道府県が設置する地域グリーンニューディール基金への補助により、都道府県又は市町村が海岸管理者等として実施する海岸漂着物等の回収・処理に関する事業や、都道府県や市町村による海岸漂着物等の発生抑制対策に関する事業等に対する支援を行う。

Ⅱ 平成22年度予算

〇 漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査 (平成22年度 141百万円(平成21年度 188百万円))

モデル地域において、漂流・漂着ゴミに関する各種調査を実施するとともに、地域の関係者による検討会を開催し、地域の実情に応じた漂流・漂着ゴミの回収・処理方法及び対策のあり方を整理する。

※ 平成21~22年度は、9道県10海岸において調査を実施。

〇 災害等廃棄物処理事業費補助金

(平成22年度 200百万円(平成21年度 200百万円))

災害等廃棄物(海岸保全区域外の海岸に大量に漂着したごみも含む)を、市町村等が収集・運搬及び処分する場合、当該処理事業について支援する。

○ 廃棄物処理施設整備費(循環型社会形成推進交付金)

(平成22年度 59,029百万円の内数(平成21年度 73,019百万円の内数))

市町村が海岸漂着物を含む廃棄物の処理を行うために必要な廃棄物処理施設の整備について支援する(平成22年度からメニューに海岸漂着物に係る除塩施設、破砕切断施設等の処理施設を追加(交付率1/3(離島・沖縄1/2))。

○ 不法投棄等の未然防止及び拡大防止対策の推進

(平成22年度 138百万円の内数(平成21年度 55百万円の内数))

廃棄物処理法に基づく規制強化等を進めるとともに、地方自治体等との連携の下総合的な施策を実施し、不法投棄等の不適正処分の未然防止や拡大防止を推進する。

○ (新規) 漂着ゴミ発生状況・原因究明調査(平成22年度 68百万円(平成21年度 0百万円))

漂着ゴミの全国的な分布状況や経年変化等を把握するためのモニタリング、代表的な地域における主要漂着ゴミを対象に発生実態や流出状況等を追跡した原因究明調査、我が国から流出するゴミの状況把握調査を行う。

Ⅲ その他の国際的な取組

〇 多国間協力

日本、中国、韓国、ロシアによる北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)の枠組みにおいて、外務省と連携し、普及啓発キャンペーンや、各国の取組を共有するためのワークショップを開催。

また、日中韓三カ国環境大臣会合において、漂流・漂着ゴミの問題を取り上げ、三カ国で更なる協力が必要との認識を共有。

〇 二国間協力

海外から廃ポリタンクや医療系廃棄物などの大量漂着が認められた場合、関係地方公共団体等と連携して漂着状況の把握を行い、外務省と連携し、関係国に対して原因究明及び対策実施を要請。

※ 本年3月10日には韓国と実務協議を開催。